

貿易・投資

提出日:平成 19 年 4 月 11 日

提出先:経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

日豪租税条約改正に関する意見について

日本機械輸出組合
国際税務研究会
座長 富田 彰彦

日豪租税条約の改正に関しまして、当組合国際税務研究会より、下記のとおりコメントをご提出申し上げます。

記

経済のグローバル化が急速に進展する今日にあって、オーストラリアは欧米や日本と同等の高水準の経済発展を達成している状況にあることに鑑み、日豪租税条約の改正は、原則として OECD モデル租税条約に準拠するのみでなく、近年の日米欧先進国間の租税条約の改定の内容を積極的に採り入れた内容とすることによって、企業の一層の発展の土台としての制度的インフラストラクチャを提供すべきである。

恒久的施設(PE)の範囲について

PE の範囲については、豪州が OECD 加盟国であることから、OECD モデル租税条約に準拠して 12 ヶ月超基準とすべきであるという基本的スタンスに基づいて交渉にあたるべきである。

投資所得について

配当

親子会社間の配当に対する源泉地国免税については、日本案(持株要件:直接・間接 50%以上)での合意を要望する。親子間持株比率が直接出資 80%以上(豪案)の場合には、源泉地国免税の適用を受けられるケースがかなり限定されてしまい、現地資本との合弁会社(出資比率 50:50、60:40 等)には適用されないことから、日豪間の経済交流の活発化に対する阻害要因となりかねない。

利子

国際協力銀行(JBIC)および日本貿易保険(NEXI)を受益者とする利子所得の源泉地国免税を要望する。たとえば、現在、在豪日系企業への JBIC の貸付金については、豪州で 10%の源泉税が徴収されるが、この源泉税相当分を利子に上乗せせざるを得ない場合には、JBIC の政策金融を活用した海外資源開発・探鉱への阻害要因となってしまう。

使用料

使用料については、最近改定が行われた日米・日英・日仏の租税条約において源泉地国免税とされており、日豪間の投資交流の促進等の観点から、一律源泉地国免税とすべきである。

移転価格条項における移転価格課税の更正処分期間の制限規定について

日豪間の関連者間取引における予見可能性を確保するため、改定日米・日英租税条約と同様、移転価格課税の更正処分を課税年度終了時から 7 年以内の調査開始に制限する旨、条約に明文化することを要望する。

以上